

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) の概要

1. 目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

2. PRTR制度

(1) 概要

一定の要件を満たす事業者に対し、人の健康や生態系に有害なおそれのある対象化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に対して届出することを義務付けるもの。

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに公表し、個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき、開示される。

なお、秘密情報にあたると思われる物質については、国に直接届出て、国が秘密情報に該当すると判断する場合には、公表・開示データにおける物質名を一般化学物質名に変更することにより、秘密情報は保護される。

(2) 対象化学物質

人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる化学物質として政令で指定された「第一種指定化学物質」（354物質）が対象。そのうち発がん性がある12物質は特に「特定第一種指定化学物質」として指定。

第一種指定化学物質を1質量%（特定第一種は0.1質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

(物質例)

- ・揮発性炭化水素　ーベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物　ーダイオキシン類、トリクロロエチレン等

- ・農薬 一臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物 一鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質 一CFC、HCFC等
- ・その他 一石綿等

(3) 対象事業者

第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、具体的には次の要件全てに該当する事業者。

- ・対象業種として政令で指定している23種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・常時使用する従業員の数が21人以上の事業者
- ・いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質は0.5t）以上の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設（特定要件施設）を設置している事業者

(4) 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料。

3. MSDS制度

(1) 概要

対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート：MSDS）を事前に提供することを義務付けるもの。

(2) 対象化学物質

「第一種指定化学物質」（354物質）及び「第二種指定化学物質」（81物質）の計435物質が対象。

これらは、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるとして認められるとして指定された物質。

第一種及び第二種指定化学物質を1質量%（特定第一種は0.1質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排

出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

(3) 対象事業者

対象化学物質または対象製品について他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者。

4. 自主的な化学物質管理の促進

(1) 事業者の責務

第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を取り扱う事業者（指定化学物質等取扱事業者）は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(2) 化学物質管理指針の概要

化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置を定める。

＜指針で定める事項＞

- ・ 設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法
- ・ 指定化学物質等の使用の合理化
- ・ 指定化学物質等の管理の方法、使用の合理化及び排出状況についての国民理解の増進
- ・ 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）の活用

5. 施行状況

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年1月～	MSDS制度のスタート
平成13年4月～	事業者による排出量等の把握のスタート
平成14年4月～	事業者からの届出のスタート
平成15年3月	第1回PRTR集計結果（平成13年度分）の公表
平成16年3月	第2回PRTR集計結果（平成14年度分）の公表
平成17年3月	第3回PRTR集計結果（平成15年度分）の公表
	※15年度分から届出対象事業者の年間取扱量の要件を5トン以上から1トン以上に引き下げ

平成18年2月	第4回P R T R集計結果（平成16年度分）の公表
平成19年2月	第5回P R T R集計結果（平成17年度分）の公表
平成20年2月	第6回P R T R集計結果（平成18年度分）の公表

6. その他

化管法の施行状況について、平成15年度の総務省の行政評価・監視で取り上げられ、平成17年5月、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。

同勧告では、①P R T R制度において、届出義務がありながら届出が行われていない事業者の把握に努め、これらの事業者に届出を励行させるよう都道府県等に対し、必要な助言を行うこと、②MSDSの提供の励行を確保するため有効な啓発を行うこと、③化学物質の自主管理を促進するため指定化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必要があることなどが指摘されている。

関係省では、上記勧告を踏まえ講じた改善措置状況について平成18年2月にかけて総務省に報告した。

「平成18年度PRTTRデータの概要 —化学物質の排出量・移動量の集計結果—」について

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「PRTTR制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとされています。

今般、平成18年度の1年間に届出対象事業者が把握し、平成19年4月1日から6月30日まで（6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで）に届け出られた全国で40,980(40,795*)事業所からの排出量・移動量について全国・全物質で集計したところ、排出量が245千トン(259千トン*)、移動量が225千トン(229千トン*)、排出量と移動量の合計では471千トン(488千トン*)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、全国の合計で315千トン(347千トン*)でした。

経済産業省及び環境省は共同で、法施行後6回目となる集計結果の公表を行うとともに、その概要を冊子「平成18年度PRTTRデータの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—」にまとめました。

以下に、そのポイントを記述します。

(*:平成17年度の集計結果。昨年2月の公表後に変更された届出事項を反映したもの。)

1. 排出量・移動量の届出状況

平成19年度（届出期間：平成19年4月1日から6月30日まで）には、平成18年度に事業者が把握した排出量・移動量について、全国で40,980の事業所から届出がありました。

業種別及び都道府県別にみた届出状況は以下のとおりです。

業種別にみた届出状況

業種	届出 事業所数	届出物質 種類数	業種	届出 事業所数	届出物質 種類数
金属鉱業	15	31	武器製造業	7	17
原油・天然ガス鉱業	30	32	その他の製造業	514	93
食料品製造業	263	31	電気業	108	50
飲料・たばこ・飼料製造業	88	26	ガス業	58	16
繊維工業	211	64	熱供給業	28	7
衣服・その他の繊維製品製造業	39	43	下水道業	1,884	33
木材・木製品製造業	230	28	鉄道業	58	23
家具・装備品製造業	106	28	倉庫業	126	51
パルプ・紙・紙加工品製造業	387	84	石油卸売業	532	8
出版・印刷・同関連産業	396	52	鉄スクラップ卸売業	21	6
化学工業	2,291	324	自動車卸売業	157	8
石油製品・石炭製品製造業	156	107	燃料小売業	19,683	9
プラスチック製品製造業	1,028	137	洗濯業	140	16
ゴム製品製造業	311	83	写真業	1	1
なめし革・同製品・毛皮製造業	31	21	自動車整備業	2,191	13
窯業・土石製品製造業	534	95	機械修理業	54	26
鉄鋼業	367	53	商品検査業	32	13
非鉄金属製造業	543	87	計量証明業	33	36
金属製品製造業	1,814	75	一般廃棄物処理業	1,927	35
一般機械器具製造業	811	71	産業廃棄物処分業	540	50
電気機械器具製造業	1,513	103	高等教育機関	104	28
輸送用機械器具製造業	1,183	86	自然科学研究所	205	63
精密機械器具製造業	230	52	合計	40,980	327

都道府県別にみた届出状況

都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数	都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数	都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数
北海道	2,221	143	石川県	534	108	岡山県	931	175
青森県	472	77	福井県	423	140	広島県	1,004	179
岩手県	562	76	山梨県	386	77	山口県	636	200
宮城県	880	108	長野県	1,341	120	徳島県	340	109
秋田県	560	76	岐阜県	951	128	香川県	417	95
山形県	632	102	静岡県	1,646	179	愛媛県	548	141
福島県	1,128	208	愛知県	2,517	168	高知県	211	50
茨城県	1,162	192	三重県	837	165	福岡県	1,434	148
栃木県	878	132	滋賀県	651	138	佐賀県	385	100
群馬県	825	134	京都府	706	131	長崎県	368	54
埼玉県	1,711	185	大阪府	1,947	184	熊本県	647	106
千葉県	1,455	179	兵庫県	1,852	193	大分県	379	112
東京都	1,473	121	奈良県	386	90	宮崎県	371	94
神奈川県	1,778	174	和歌山県	362	136	鹿児島県	504	87
新潟県	1,089	153	鳥取県	319	47	沖縄県	165	48
富山県	639	129	島根県	317	81	合計	40,980	327

2. 集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量の集計結果(別紙1及び別紙2参照)

1) 全国・全物質の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 471 千トンに対して総届出排出量 245 千トン、総届出移動量 225 千トンとなっています。

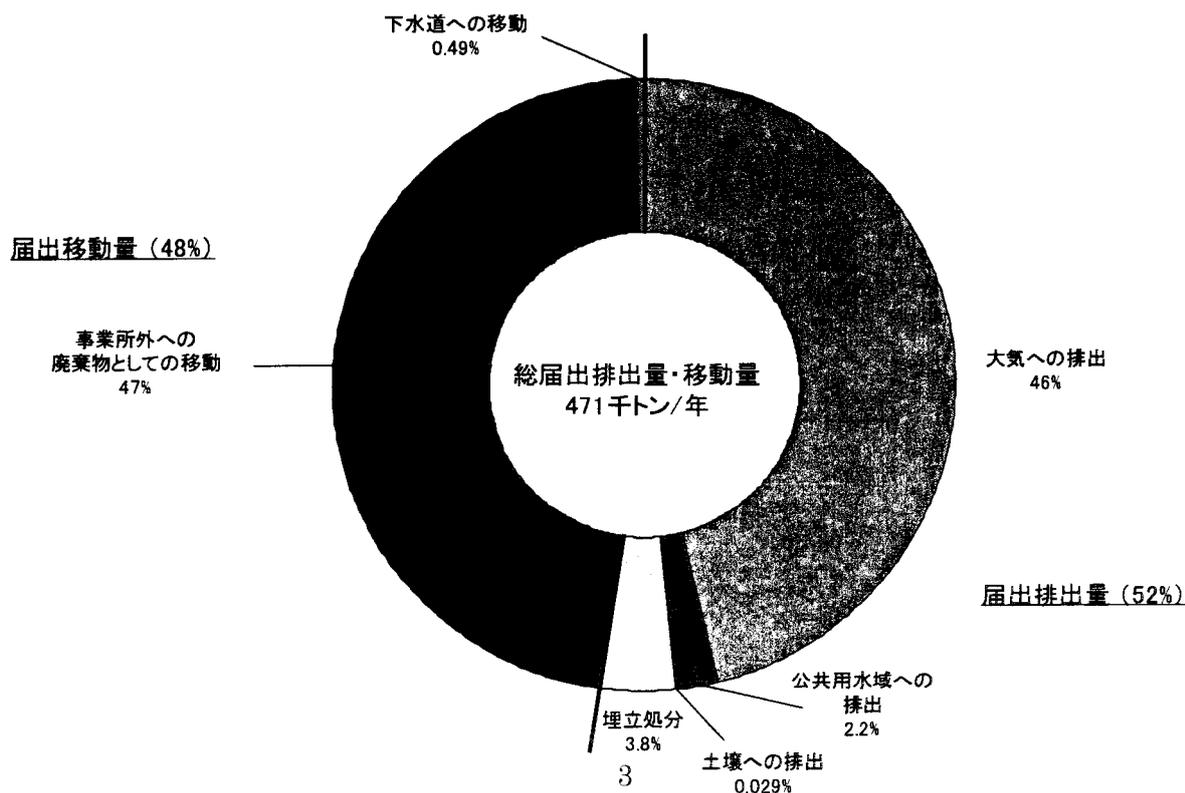
総届出排出量の内訳は、大気への排出 217 千トン、公共用水域への排出 11 千トン、土壌への排出 0.14 千トン、事業所内での埋立処分 18 千トンとなっています。また、総届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動 223 千トン、下水道への移動 2.3 千トンとなっています。

総届出排出量・移動量

総届出排出量	総届出排出量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
大気への排出 : 217 千トン	88%	46%
公共用水域への排出 : 11 千トン	4.3%	2.2%
土壌への排出 : 0.14 千トン	0.056%	0.029%
事業所内での埋立処分 : 18 千トン	7.3%	3.6%
小計 : 245 千トン	100%	52%
総届出移動量	総届出移動量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
事業所外への廃棄物としての移動 : 223 千トン	99%	47%
下水道への移動 : 2.3 千トン	1.0%	0.49%
小計 : 225 千トン	100%	48%
合計 : 471 千トン	—	100%

※以降、構成比は有効数字2桁で示す。

総届出排出量・移動量



2) 全国の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は354千トンで、総届出排出量・移動量471千トンの75%に当たります。

上位5物質は、
合成原料や溶剤として幅広く用いられる

- ① トルエン : 155千トン (構成比 33%)
② キシレン : 57千トン (" 12%)

金属洗浄などに用いられる

- ③ 塩化メチレン : 30千トン (" 6.4%)

特殊鋼・電池などに用いられる

- ④ マンガン及びその化合物 : 29千トン (" 6.2%)

合成原料や溶剤などに用いられる

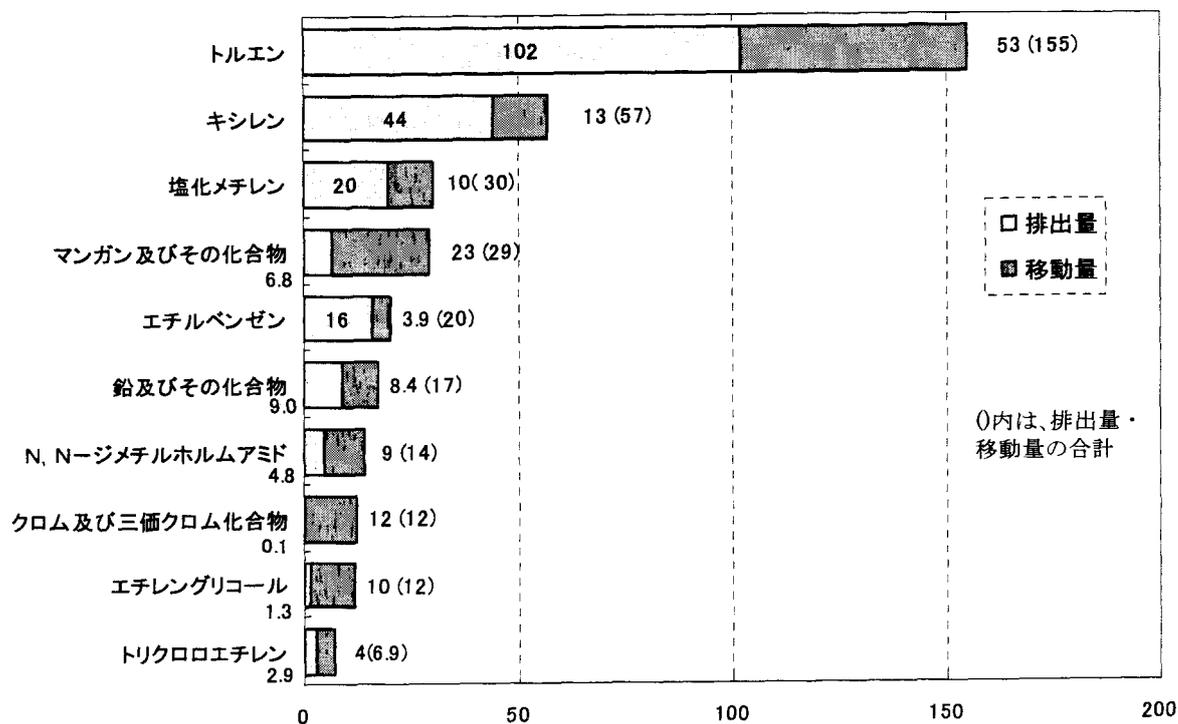
- ⑤ エチルベンゼン : 20千トン (" 4.3%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位10物質とその量

(単位:千トン/年)



3) 全国の届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位10物質の合計は215千トンで、総届出排出量245千トンの87%に当たります。

上位5物質は、
合成原料や溶剤などに用いられる

① トルエン : 102千トン (構成比 41.5%)

② キシレン : 44千トン (" 17.9%)

金属洗浄などに用いられる

③ 塩化メチレン : 20千トン (" 8.0%)

合成原料や溶剤などに用いられる

④ エチルベンゼン : 16千トン (" 6.6%)

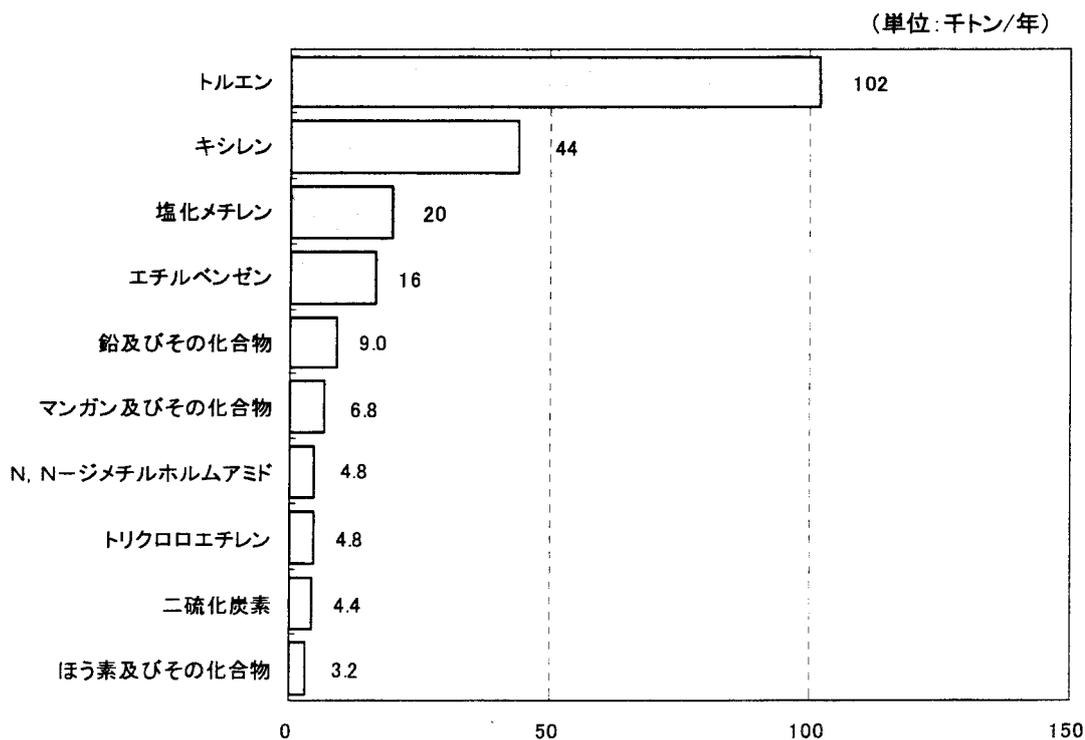
バッテリー・光学ガラス・顔料などに用いられる

⑤ 鉛及びその化合物 : 9.0千トン (" 3.7%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位10物質とその量



4) 業種別の届出排出量・移動量

製造業・非製造業を併せた全45業種のうち、製造業(23業種)における届出排出量・移動量の合計は454千トンで、総届出排出量・移動量471千トンの96%を占めます。

また、届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は400千トンで、総届出排出量・移動量の85%に当たります。

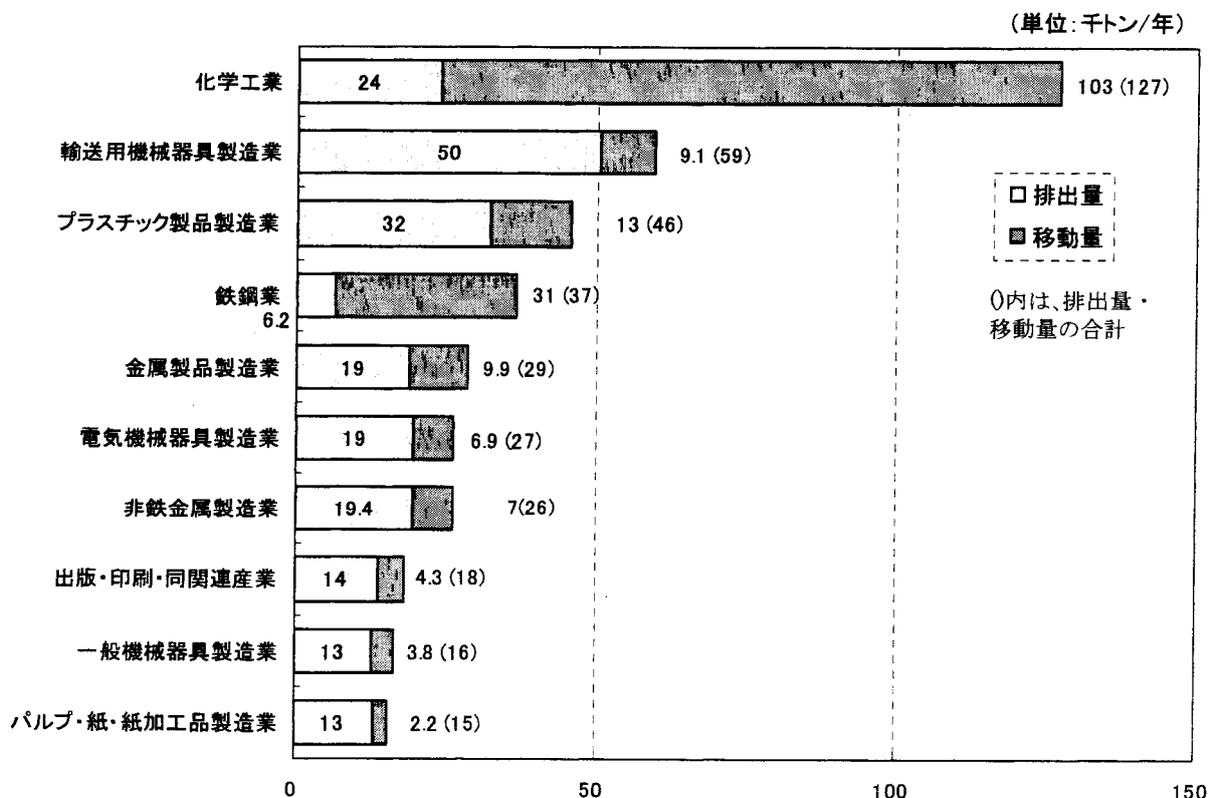
上位10業種は、

① 化学工業	: 127千トン (構成比 27%)
② 輸送用機械器具製造業	: 59千トン (" 13%)
③ プラスチック製品製造業	: 46千トン (" 9.7%)
④ 鉄鋼業	: 37千トン (" 7.8%)
⑤ 金属製品製造業	: 29千トン (" 6.1%)
⑥ 電気機械器具製造業	: 27千トン (" 5.6%)
⑦ 非鉄金属製造業	: 26千トン (" 5.6%)
⑧ 出版・印刷・同関連産業	: 18千トン (" 3.8%)
⑨ 一般機械器具製造業	: 16千トン (" 3.5%)
⑩ パルプ・紙・紙加工品製造業	: 15千トン (" 3.3%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位10業種とその量



5) 業種別の届出排出量

製造業・非製造業を併せた全 45 業種における届出排出量の合計は 245 千トンです。

また、届出排出量の多い上位 10 業種の合計は 203 千トンで、総届出排出量の 83%に当たります。

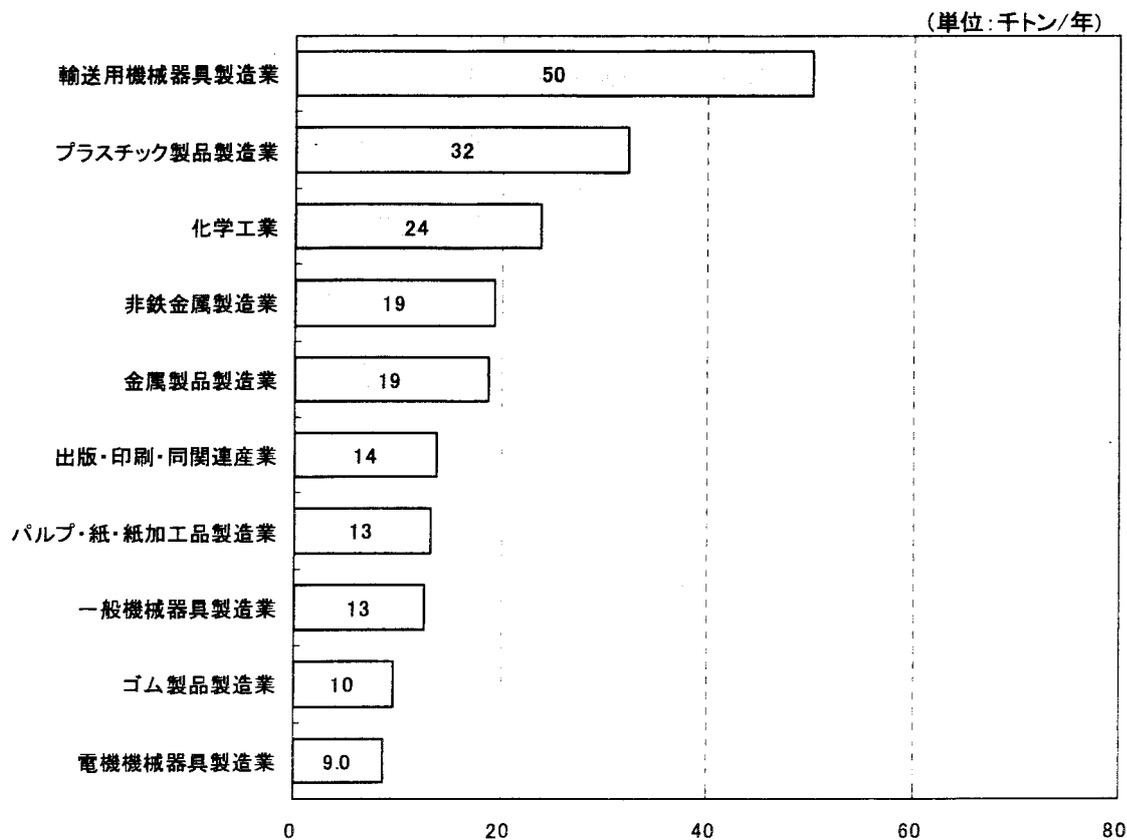
上位 10 業種は、

① 輸送用機械器具製造業	: 50 千トン	(構成比 21%)
② プラスチック製品製造業	: 32 千トン	(" 13%)
③ 化学工業	: 24 千トン	(" 9.7%)
④ 非鉄金属製造業	: 19 千トン	(" 7.9%)
⑤ 金属製品製造業	: 19 千トン	(" 7.6%)
⑥ 出版・印刷・同関連産業	: 14 千トン	(" 5.6%)
⑦ パルプ・紙・紙加工品製造業	: 13 千トン	(" 5.4%)
⑧ 一般機械器具製造業	: 13 千トン	(" 5.2%)
⑨ ゴム製品製造業	: 9.7 千トン	(" 4.0%)
⑩ 電機機械器具製造業	: 8.8 千トン	(" 3.6%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位 10 業種とその量



(2) 届出外排出量の集計結果 (別紙3参照)

1) 全国・全物質の届出外排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った平成18年度の全国の届出外排出量の合計は、315千トンです。

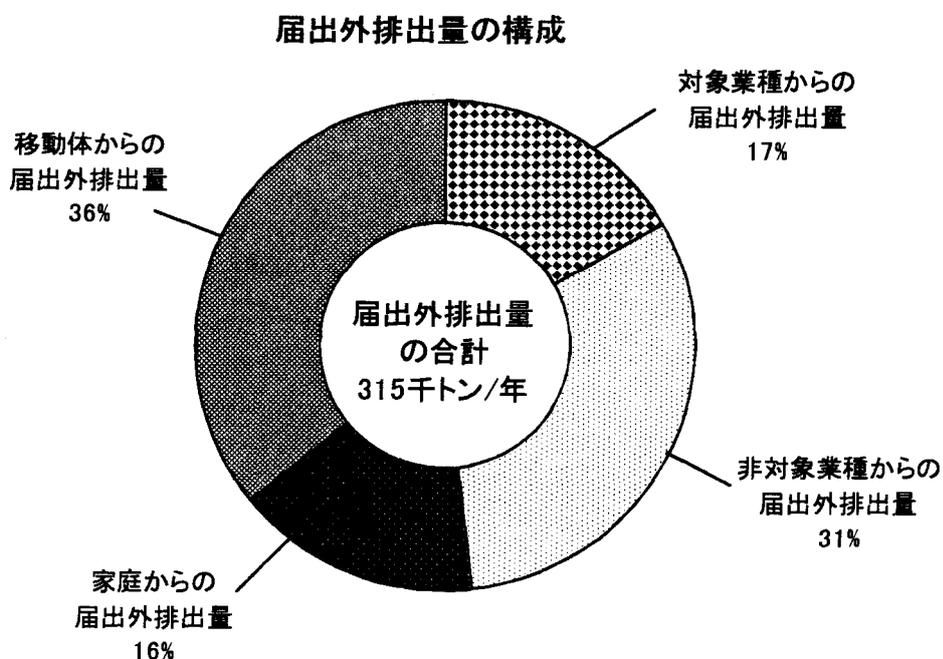
その内訳は、

- ・ 対象業種からの届出外排出量* : 53千トン (構成比 17%)
- ・ 非対象業種からの排出量 : 99千トン (" 31%)
- ・ 家庭からの排出量 : 50千トン (" 16%)
- ・ 移動体からの排出量 : 113千トン (" 36%)

です。

*) 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

※括弧内は、届出外排出量の合計に対する構成比を示す。



2) 移動体からの届出外排出量

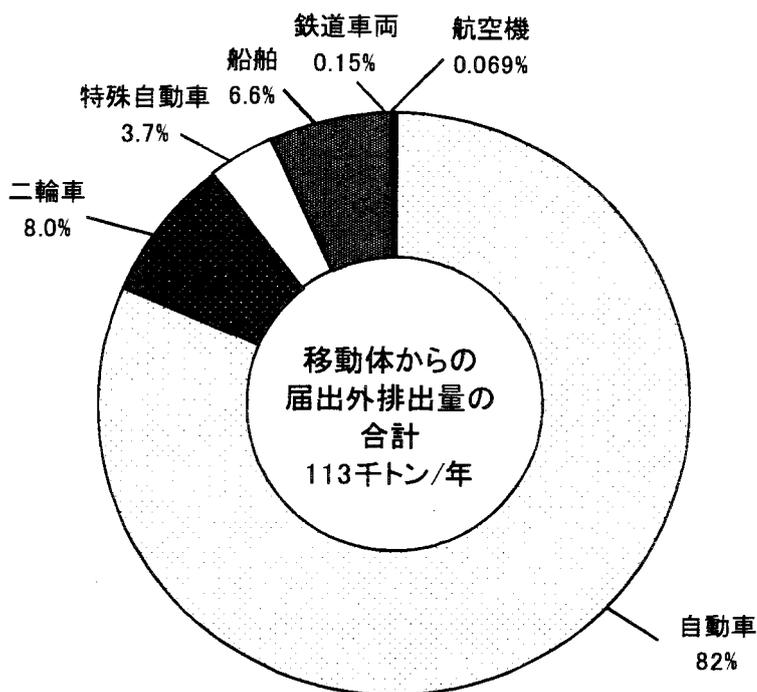
移動体からの排出量 (113千トン) の内訳は、

- ・ 自動車 : 92千トン (構成比 82%)
- ・ 二輪車 : 9.0千トン (" 8.0%)
- ・ 特殊自動車 (産業機械、建設機械、農業機械) : 4.1千トン (" 3.7%)
- ・ 船舶 : 7.5千トン (" 6.6%)
- ・ 鉄道車両 : 0.17千トン (" 0.15%)
- ・ 航空機 : 0.078千トン (" 0.069%)

です。

※括弧内は、移動体からの届出外排出量の合計に対する構成比を示す。

移動体からの届出外排出量の構成

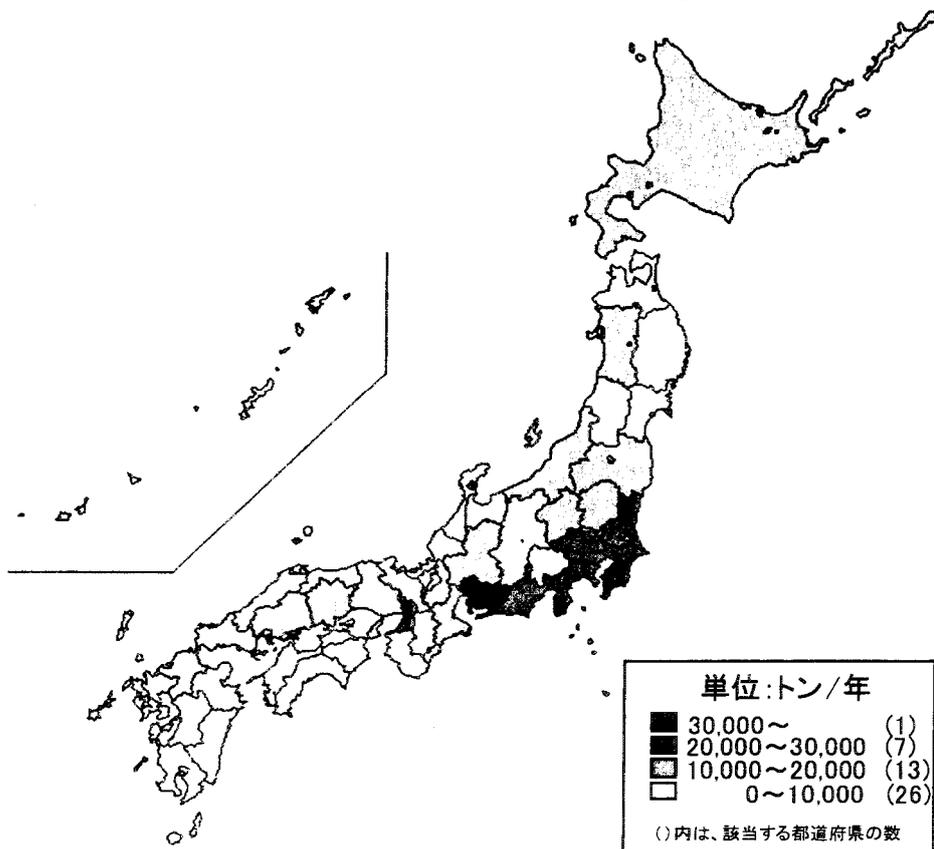


(3) 届出排出量と届出外排出量の合計 (別紙3参照)

1) 全国の届出排出量と届出外排出量の合計

全国の届出排出量 (245 千トン) と届出外排出量 (315 千トン) の合計は、560 千トンです。都道府県別の概観は以下のとおりです。

都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計



2) 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位10物質の合計は427千トンで、全体の76%に当たります。

上位5物質は、

溶剤・合成原料に用いられる他、自動車などの排出ガス、塗料等に含まれる

① トルエン : 179千トン (構成比 32%)

② キシレン : 110千トン (" 20%)

溶剤などに用いられる

③ エチルベンゼン : 35千トン (" 6.3%)

金属洗浄などに用いられる

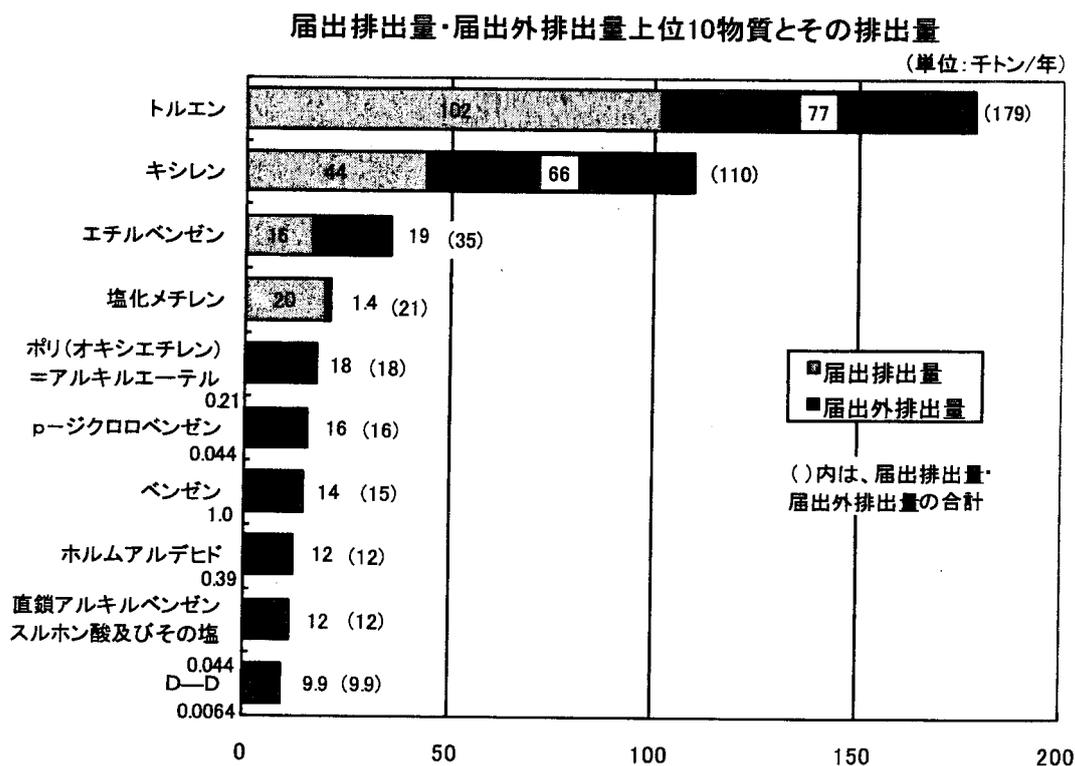
④ 塩化メチレン : 21千トン (" 3.8%)

洗浄剤・化粧品などに用いられる

⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル : 18千トン (" 3.2%)

の順となっています。

※括弧内は、届出排出量と届出外排出量の合計に対する構成比を示す。



(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の集計結果**全国の届出排出量・移動量**

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質 12 物質の届出排出量・移動量の合計は 9.8 千トンです。

上位 5 物質は、

① ニッケル化合物	: 4.0 千トン
② ベンゼン	: 2.1 千トン
③ 砒素及びその無機化合物	: 1.5 千トン
④ 六価クロム化合物	: 0.57 千トン
⑤ 石綿	: 0.51 千トン

の順となっています。

また、ダイオキシン類の届出排出量・移動量は 3.5kg-TEQ となっています。

一方、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の合計に対する排出・移動先割合としては、事業所外への廃棄物としての移動が最も多く（構成比 67%）、次いで大気への排出（同 16.3%）、事業所における埋立処分（同 14.5%）などの順となっています。

